



Q 働き方改革関連法により、正規パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業と非正規社員との

A 働き方改革関連法の一つである間の不合理的待遇差が禁止されると聞きまし
た。わが社にもパート社員や契約社員がいます。どのように取り組めばよいですか。

不合理な待遇差の解消に向けて

業内において正社員と利厚生等)がどうなっパート・有期雇用労働しているかを洗い出して者との間で、基本給や賞与などについて不合理な待遇差をつけることが禁止されます。併せて規定の解釈を明確にするため、同一労働同一賃金ガイドラインを策定し、どんな待遇差が不合理であるかを示すこととしています。

パートタイム・有期雇用労働法は2020年4月1日(中小企業は21年4月1日)に施行されます。

まずはパート社員や有期契約社員の待遇(賃金や教育訓練、福)で相談に応じています。

個別の待遇が正社員と同一か否か、待遇が異なる場合には、働き方や役割の違いに応じて判断される可能性があります。

なお、就業規則や賃金規定の見直しについて、働き方改革サポートオフィス鳥取が無料

鳥取労働局雇用環境・均等室 電話0857-29-1709
働き方改革サポートオフィス鳥取 電話0800-200-3295